

令和元年（措）第9号

排除措置命令書

名宛人 別表1の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、本文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

1 別表1の名宛人目録記載の12社（以下「12社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（同名宛人目録番号11の株式会社サンワにあっては、株主総会）において決議しなければならない。

(1) 別紙1記載の活性炭（以下「特定活性炭」という。）について、12社及び別表2記載の4社（以下「16社」という。）が、遅くとも平成25年10月24日以降（別表3記載の事業者にあっては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降）共同して行っていた、供給予定者（自社の活性炭を供給すべき者をいう。以下同じ。）を決定し、供給予定者が別表1の名宛人目録番号1の本町化学工業株式会社（以下「本町化学工業」という。）を介して供給できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、別紙1の表の「施設名」欄記載の施設（以下「東日本地区の特定浄水場等」という。）向けの活性炭について、供給予定者を決定せず、自主的に供給すること。

2 12社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自

社を除く 11 社に通知するとともに、東日本地区に所在する地方公共団体（別紙 1 の表の番号 93 及び 94 にあっては、かずさ水道広域連合企業団），自社の取引先である特定活性炭の販売業者等及び遅くとも平成 25 年 10 月 24 日以降（別表 3 記載の事業者にあっては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降）に、特定活性炭の入札等に参加していた販売業者等のうち自社が供給する活性炭を取り扱う者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならぬ。

3 12 社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東日本地区の特定浄水場等向けの活性炭について、供給予定者を決定してはならない。

4 12 社は、それぞれ、第 1 項及び第 2 項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第 1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 12 社は、それぞれ、別表 1 の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、活性炭を販売していた。

イ 名宛人以外の別表 2(1)記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、活性炭を販売していた。

ウ 名宛人以外の別表 2(2)記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、活性炭を販売していた者であるが、「期日」欄記載の年月日以降、「事由」欄記載の事由により、事業活動の全部を取りやめている。

エ 名宛人以外の別表 2(3)記載の事業者は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、活性炭を販売していた者であるが、「期日」欄記載の年月日に「合併の状況」欄記載のとおり、合併したことにより消滅し

ている。

(2) 特定活性炭の入札等

ア 東日本地区に所在する地方公共団体は、特定活性炭について、入札等に参加する者に対し、活性炭の仕様、契約期間中の活性炭の使用予定量等を示して、入札等を実施していた。

イ 16社は、特定活性炭の入札等に、自社が供給する活性炭を取り扱う販売業者等を参加させ、又は自ら参加していた（以下、16社がそれぞれ特定活性炭の入札等に参加させる者を「窓口業者」という。）。

ウ 16社は、自社の窓口業者又は自らが特定活性炭の入札等において受注者となった場合、特定活性炭を東日本地区に所在する地方公共団体に供給していた。

2 合意及び実施方法

本町化学工業は、かねてから、特定活性炭について、入札等に係る物件、自社の活性炭を供給した者、受注者となった窓口業者、契約数量、落札金額等の情報を管理していたところ（以下、当該情報を記載した年度ごとの一覧表を「入札結果表」という。），16社は、遅くとも平成25年10月24日以降（別表3記載の事業者にあっては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降），特定活性炭について、各社の利益を確保するため

(1)ア 供給予定者を決定し、供給予定者は本町化学工業を介して供給する

イ 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア(ア) 本町化学工業は、特定活性炭の入札等に先立ち、16社のうち本町化学工業を除く15社（以下「15社」という。）と個別に面談し、15社に対して、本町化学工業が作成した入札結果表を配付する

(イ) 15社は、本町化学工業に対し、前記(ア)の配付された入札結果表に記載の物件の中から、自社が供給予定者となることを希望するものを伝える

(ウ) 本町化学工業は、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等に当たり示した特定活性炭の仕様、15社の前記(イ)の希望、入札結果表に記載の特定活性炭の供給実績等を勘案して、15社のいずれかを供給予定者として物件を割り振る

イ 窓口業者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）

のうち

- (ア) 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者若しくは本町化学工業が単独で、又は両者の協議によるなどして決定する
- (イ) 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等よりも高くなるようにする
- ウ 入札等において前記イの入札価格等を窓口業者に提示させる
- エ 本町化学工業は、特定活性炭の各入札等が実施された後、入札結果表を隨時更新し、当該入札結果表を、更新日以降に実施される前記アの行為に用いる

などして、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにしていた。

3 実施状況

16社は、前記2により、特定活性炭のほぼ半数について、15社から本町化学工業を介して供給していた。

4 前記2の行為の取りやめ

- (1) 別表2(1)及び別表4記載の事業者は、本町化学工業に対し、それぞれ、前記2(1)の合意から離脱する旨を表明し、「期日」欄記載の年月日以降、同合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにする行為を取りやめている。
- (2) 別表2(3)記載の事業者は、それぞれ、「期日」欄記載の年月日に、「合併の状況」欄記載の事由により消滅したため、同日以降、前記2(1)の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようする行為を行っていない。
- (3) 平成29年2月21日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、12社から別表4記載の事業者を除き別表2(2)記載の事業者を加えた10社は、前記2(1)の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、16社は、共同して、特定活性炭について、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定活性炭の取引分野における競争を実質的に制限

していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、12社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、12社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年11月22日

公正取引委員会

委員長 杉本和行

委員 山本和史

委員 三村晶子

委員 青木玲子

委員 小島吉晴

別紙1

東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する、下表「施設名」欄記載の施設向けの活性炭

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
1	定山渓浄水場	札幌市
2	白川浄水場	札幌市
3	白石清掃工場	札幌市
4	西野浄水場	札幌市
5	宮町浄水場	札幌市
6	藻岩浄水場	札幌市
7	堤川浄水場	青森市
8	樋の口浄水場	弘前市
9	三戸地区衛生センター(平成27年 8月31日以前は三戸衛生セン ター)	三戸地区環境整備事務組合
10	十和田ごみ焼却施設	十和田地域広域事務組合
11	木造浄水場	津軽広域水道企業団
12	総合浄水場	津軽広域水道企業団
13	月見野浄水場	津軽広域水道企業団
14	野末浄水場	津軽広域水道企業団
15	白山浄水場	八戸圏域水道企業団
16	宮田浄水場	一関市
17	脇田郷浄水場	一関市
18	一関清掃センター	一関地区広域行政組合
19	岩手中部浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3 月31日以前は岩手中部広域水道企 業団）
20	北上川浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3 月31日以前は北上市）

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
2 1	高円万寺浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3月31日以前は花巻市）
2 2	竹中浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3月31日以前は花巻市）
2 3	谷内浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3月31日以前は花巻市）
2 4	南部山浄水場	宮城県
2 5	麓山浄水場	宮城県
2 6	南川沈砂池	宮城県
2 7	国見浄水場	仙台市
2 8	中原浄水場	仙台市
2 9	福岡浄水場	仙台市
3 0	松森工場	仙台市
3 1	茂庭浄水場	仙台市
3 2	梅の宮浄水場	塩竈市
3 3	石越浄水場	登米市
3 4	保呂羽浄水場	登米市
3 5	鹿又取水場	石巻地方広域水道企業団
3 6	六本木浄水場	石巻地方広域水道企業団
3 7	大館市し尿処理場	大館市
3 8	笹野浄水場	山形県
3 9	松原浄水場	山形市
4 0	千代田クリーンセンター焼却施設	置賜広域行政事務組合
4 1	堀口浄水場	郡山市
4 2	平浄水場	いわき市
4 3	山玉浄水場	いわき市
4 4	熱塩浄水場	喜多方市
4 5	山ノ入浄水場	二本松市
4 6	母畠浄水場	石川町

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する地方公共団体名
4 7	芝原浄水場	白河地方広域市町村圏整備組合
4 8	あだたら環境共生センター	安達地方広域行政組合
4 9	もとみやクリーンセンター	安達地方広域行政組合
5 0	すりかみ浄水場	福島地方水道用水供給企業団
5 1	阿見浄水場	茨城県
5 2	鹿島浄水場	茨城県
5 3	県中央水道事務所	茨城県
5 4	霞ヶ浦浄水場	茨城県
5 5	県南水道事務所	茨城県
5 6	関城浄水場	茨城県
5 7	利根川浄水場	茨城県
5 8	新治浄水場	茨城県
5 9	涸沼川浄水場	茨城県
6 0	水海道浄水場	茨城県
6 1	鰐川浄水場	茨城県
6 2	田の森浄水場	潮来市
6 3	羽川西浄水場	小山市
6 4	若木浄水場	小山市
6 5	県央第一水道事務所	群馬県
6 6	県央第二水道事務所	群馬県
6 7	東部地域水道事務所	群馬県
6 8	新田山田水道事務所	群馬県
6 9	岩崎浄水場	高崎市
7 0	大久保浄水場	埼玉県
7 1	行田浄水場	埼玉県
7 2	庄和浄水場	埼玉県
7 3	新三郷浄水場	埼玉県
7 4	吉見浄水場	埼玉県
7 5	木下取水場	千葉県

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
7 6	高滝取水場	千葉県
7 7	ちば野菊の里浄水場	千葉県
7 8	福増浄水場	千葉県
7 9	矢切取水場	千葉県
8 0	銚子市衛生センター	銚子市
8 1	銚子市清掃センター	銚子市
8 2	新宿取水場	銚子市
8 3	市川市クリーンセンター	市川市
8 4	新井浄水場	市原市
8 5	飯島取水場	香取市
8 6	黒部川取水場	香取市
8 7	利根川取水場	香取市
8 8	東金取水場	九十九里地域水道企業団
8 9	長柄取水場	九十九里地域水道企業団
9 0	光取水場	九十九里地域水道企業団
9 1	北千葉取水場	北千葉広域水道企業団
9 2	笹川浄水場	東総広域水道企業団
9 3	大寺浄水場	君津広域水道企業団
9 4	十日市場浄水場	君津広域水道企業団
9 5	大多喜浄水場	南房総広域水道企業団
9 6	朝霞浄水場	東京都
9 7	小作浄水場	東京都
9 8	金町浄水場	東京都
9 9	長沢浄水場	東京都
1 0 0	羽村導水ポンプ所	東京都
1 0 1	東村山浄水場	東京都
1 0 2	三郷浄水場	東京都
1 0 3	三園浄水場	東京都
1 0 4	寒川浄水場	神奈川県

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
105	谷ヶ原浄水場	神奈川県
106	麻溝活性炭注入設備	横浜市
107	小雀浄水場	横浜市
108	鶴ヶ峰配水池	横浜市
109	長沢浄水場	川崎市
110	高田浄水場	小田原市
111	綾瀬浄水場	神奈川県内広域水道企業団
112	伊勢原浄水場	神奈川県内広域水道企業団
113	相模原浄水場	神奈川県内広域水道企業団
114	社家取水管理事務所	神奈川県内広域水道企業団
115	西長沢浄水場	神奈川県内広域水道企業団
116	横道監視坑活性炭注入施設	神奈川県内広域水道企業団
117	青山浄水場	新潟市
118	阿賀野川浄水場	新潟市
119	亀田清掃センター	新潟市
120	戸頭浄水場	新潟市
121	中之口・潟東浄水場	新潟市
122	西川浄水場	新潟市
123	巻浄水場	新潟市
124	満願寺浄水場	新潟市
125	江口浄水場	新発田市
126	東港浄水場	新潟東港地域水道用水供給企業団

(注) 番号93及び94の君津広域水道企業団の事業は、平成31年4月1日、かずさ水道広域連合企業団に承継された。

別紙2

番号	用語	定義
1	東日本地区に所在する地方公共団体	別紙1の表の「『施設名』欄記載の施設に対応する地方公共団体名」欄記載の地方公共団体
2	入札等	一般競争入札、指名競争入札又は見積り合わせ
3	活性炭	粉末活性炭又は粒状活性炭
4	自社の活性炭	15社のそれぞれが、自社の名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭（別表1の名宛人目録番号7の幸商事株式会社にあっては、名宛人以外のキャボット・ノリット・ジャパン株式会社の名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭）

別表1 名宛人目録

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	東京都足立区中央本町一丁目2番11号	本町化学工業株式会社	代表取締役 寺沢 伸郎
2	名古屋市中村区名駅二丁目29番16号	フタムラ化学株式会社	代表取締役 長江 泰雄
3	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	大阪ガスケミカル株式会社	代表取締役 渡部 吉彦
4	東京都港区港南一丁目7番18号	Watering 株式会社	代表取締役 中川 哲志
5	岡山県倉敷市酒津1621番地	株式会社クラレ	代表取締役 伊藤 正明
6	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	ダイネン株式会社	代表取締役 増田 哲彦
7	東京都中央区新川一丁目17番25号	幸商事株式会社	代表取締役 中澤 祐喜
8	大阪市中央区東高麗橋1番16号	太平化学産業株式会社	代表取締役 吉川 正彦
9	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1	朝日沪過材株式会社	代表取締役 肥田 祐輔
10	千葉県流山市美原三丁目89番地の3	株式会社エーシーケミカル	代表取締役 岡田 隆治
11	福岡市城南区別府二丁目14番8号	株式会社サンワ	代表取締役 田代 英宏
12	横浜市鶴見区寛政町25番3号	株式会社ツルミコール	代表取締役 堀田 靖則

別表2 名宛人以外の違反行為者

(1) 合意から離脱した事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日
13	セラケム株式会社	広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1	平成27年10月27日

(2) 事業活動の全部を取りやめている事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日	事由
14	カルゴンカーボンジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	平成30年10月31日	平成30年10月31日、株主総会の決議により解散した。

(3) 合併により消滅した事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日	合併の状況
15	日本エンバイロケミカルズ株式会社	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	平成27年4月1日	平成27年4月1日、別表1の名宛人目録番号3の大阪ガスケミカル株式会社に吸収合併されたことにより消滅した。
16	クラレケミカル株式会社	岡山県備前市鶴海4342番地	平成29年1月1日	平成29年1月1日、別表1の名宛人目録番号5の株式会社クラレに吸収合併されたことにより消滅した。

別表3 名宛人中、合意に中途参加した事業者

番号	事業者	期日
3	大阪ガスケミカル株式会社	平成27年4月1日
5	株式会社クラレ	平成29年1月1日

別表4 名宛人中、合意から離脱した事業者

番号	事業者	期日
2	フタムラ化学株式会社	平成28年7月25日
6	ダイネン株式会社	平成28年1月14日
12	株式会社ツルミコール	平成28年7月25日

(注) 別表3及び別表4の「番号」欄記載の番号は、別表1の「番号」欄記載の番号に対応するものである。

令和元年（措）第10号

排除措置命令書

名宛人 別表1の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

1 別表1の名宛人目録記載の8社（以下「名宛人8社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（同名宛人目録番号8の株式会社サンワにあっては、株主総会）において決議しなければならない。

- (1) 別紙1記載の粒状活性炭（以下「特定粒状活性炭」という。）について、名宛人8社及び別表2記載の3社（以下「11社」という。）が、遅くとも平成25年3月22日以降（別表3記載の事業者にあっては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降）共同して行っていた、供給予定者（自社の粒状活性炭を供給すべき者をいう。以下同じ。）を決定し、供給予定者が別表1の名宛人目録番号1の本町化学工業株式会社（以下「本町化学工業」という。）を介して供給できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
- (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、別紙1の表の「施設名」欄記載の施設（以下「近畿地区の特定高度浄水処理施設」という。）向けの粒状活性炭について、供給予定者を決定せず、自主的に供給すること。

- 2 名宛人8社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く7社に通知するとともに、近畿地区に所在する地方公共団体、自社の取引先である特定粒状活性炭の販売業者等及び遅くとも平成25年3月22日以降（別表3記載の事業者にあっては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降）に、特定粒状活性炭の入札に参加していた販売業者等のうち自社が供給する粒状活性炭を取り扱う者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 名宛人8社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、近畿地区の特定高度浄水処理施設向けの粒状活性炭について、供給予定者を決定してはならない。
- 4 名宛人8社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

- ア 名宛人8社は、それぞれ、別表1の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、粒状活性炭を販売していた。
- イ 名宛人以外の別表2(1)記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、粒状活性炭を販売していた者であるが、「期日」欄記載の年月日以降、「事由」欄記載の事由により、事業活動の全部を取りやめている。
- ウ 名宛人以外の別表2(2)記載の事業者は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、粒状活性炭を販売していた者であるが、「期日」欄記載の年月日に「合併の状況」欄記載のとおり、合併したことにより消滅している。

(2) 特定粒状活性炭の入札

- ア 近畿地区に所在する地方公共団体は、特定粒状活性炭について、入札に参加する者に対し、粒状活性炭の仕様、契約期間中の粒状活性炭の使用予定数量等を示して、入札を実施していた。
- イ 11社は、特定粒状活性炭の入札に、自社が供給する粒状活性炭を取り扱う販売業者等を参加させていた（以下、11社がそれぞれ特定粒状活性炭の入札に参加させる者を「窓口業者」という。）。
- ウ 11社は、自社の窓口業者が特定粒状活性炭の入札において受注者となつた場合、特定粒状活性炭を近畿地区に所在する地方公共団体に供給していた。

2 合意及び実施方法

11社は、遅くとも平成25年3月22日以降（別表3記載の事業者にあつては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降），特定粒状活性炭について、各社の利益を確保するため

- (1)ア 供給予定者を決定し、供給予定者は本町化学工業を介して供給する
イ 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に
- (2)ア 入札物件ごとに、11社から本町化学工業を除いた10社（以下「10社」という。）の中から
 - (ア) 納入先施設ごとに供給予定者となる順番をあらかじめ定め、当該順番に該当する者を供給予定者とする
(イ) 特定の納入先施設については特定の者を供給予定者とすることを原則としつつ、本町化学工業と10社のうち一部の者が必要に応じて調整して、10社のうちいずれかの者を当該物件の供給予定者とする
イ 窓口業者が提示する入札価格のうち
 - (ア) 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格は、供給予定者が単独で、又は供給予定者と本町化学工業との協議によるなどして決定する
(イ) 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格は、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格よりも高くなるようにする
 - ウ 入札において前記イの入札価格を窓口業者に提示せざるとして、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにしていた。

3 実施状況

11社は、前記2により、特定粒状活性炭の大部分について、10社から本町化学工業を介して供給していた。

4 前記2の行為の取りやめ

- (1) 別表4記載の事業者は、本町化学工業に対し、前記2(1)の合意から離脱する旨を表明し、「期日」欄記載の年月日以降、同合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにする行為を取りやめている。
- (2) 別表2(2)記載の事業者は、それぞれ、「期日」欄記載の年月日に、「合併の状況」欄記載の事由により消滅したため、同日以降、前記2(1)の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようする行為を行っていない。
- (3) 平成29年2月21日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、名宛人8社から別表4記載の事業者を除き別表2(1)記載の事業者を加えた8社は、前記2(1)の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、11社は、共同して、特定粒状活性炭について、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定粒状活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、名宛人8社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、名宛人8社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年11月22日

公正取引委員会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙1

近畿地区に所在する地方公共団体が入札の方法により発注する、下表「施設名」欄記載の高度浄水処理施設向けの粒状活性炭

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
1	柴島浄水場	大阪市
2	豊野浄水場	大阪市
3	庭窪浄水場	大阪市
4	泉浄水所	吹田市
5	守口市浄水場	守口市
6	中宮浄水場高度浄水施設	枚方市
7	庭窪浄水場	大阪広域水道企業団
8	万博公園浄水施設	大阪広域水道企業団
9	村野浄水場	大阪広域水道企業団
10	尼崎浄水場	阪神水道企業団
11	猪名川浄水場	阪神水道企業団

別紙2

番号	用語	定義
1	近畿地区に所在する地方公共団体	別紙1の表の「『施設名』欄記載の施設に対応する地方公共団体名」欄記載の地方公共団体
2	入札	一般競争入札又は指名競争入札
3	高度浄水処理施設	凝集沈澱、急速ろ過等の処理に加えて、オゾンと粒状活性炭による処理を行う浄水処理施設
4	自社の粒状活性炭	10社のそれぞれが、自社の名称、銘柄、品番、商標等を付した粒状活性炭（別表1の名宛人目録番号5の幸商事株式会社にあっては、名宛人以外のキャボット・ノリット・ジャパン株式会社の名称、銘柄、品番、商標等を付した粒状活性炭）
5	納入先施設	入札において納入先として定められた高度浄水処理施設

別表1 名宛人目録

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	東京都足立区中央本町一丁目2番11号	本町化学工業株式会社	代表取締役 寺沢 伸郎
2	岡山県倉敷市酒津1621番地	株式会社クラレ	代表取締役 伊藤 正明
3	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	大阪ガスケミカル株式会社	代表取締役 渡部 吉彦
4	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	ダイネン株式会社	代表取締役 増田 哲彦
5	東京都中央区新川一丁目17番25号	幸商事株式会社	代表取締役 中澤 祐喜
6	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1	朝日沪過材株式会社	代表取締役 肥田 祐輔
7	名古屋市中村区名駅二丁目29番16号	フタムラ化学株式会社	代表取締役 長江 泰雄
8	福岡市城南区別府二丁目14番8号	株式会社サンワ	代表取締役 田代 英宏

別表2 名宛人以外の違反行為者

(1) 事業活動の全部を取りやめている事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日	事由
9	カルゴンカーボンジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	平成30年10月31日	平成30年10月31日、株主総会の決議により解散した。

(2) 合併により消滅した事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日	合併の状況
10	クラレケミカル株式会社	岡山県備前市鶴海4342番地	平成29年1月1日	平成29年1月1日、別表1の名宛人目録番号2の株式会社クラレに吸収合併されたことにより消滅した。

番号	事業者	本店の所在地	期日	合併の状況
11	日本エンバイロケミカルズ株式会社	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	平成27年4月1日	平成27年4月1日、別表1の名宛人目録番号3の大阪ガスケミカル株式会社に吸収合併されたことにより消滅した。

別表3 名宛人中、合意に中途参加した事業者

番号	事業者	期日
2	株式会社クラレ	平成29年1月1日
3	大阪ガスケミカル株式会社	平成27年4月1日
8	株式会社サンワ	遅くとも平成26年4月8日

別表4 名宛人中、合意から離脱した事業者

番号	事業者	期日
4	ダイネン株式会社	平成28年1月14日

(注) 別表3及び別表4の「番号」欄記載の番号は、別表1「番号」欄記載の番号に対応するものである。